

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

SDGs 推進課 環境保全担当

議案名

議案第32号 和解について

趣旨・目的

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADRセンター」という。)から提示された和解案に基づき和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

次のとおり和解しようとするものです。

1 和解の相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

2 和解の内容

(1)相手方は、桐生市に対し損害賠償金として408万円を支払う。

(2)本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、桐生市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(3)本和解に定める金額に係る遅延損害金については、桐生市は相手方に対して別途請求しない。

3 事件の概要

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、平成28年度から令和4年度までの間に桐生市が放射能対策のために支出した経費に係る損害賠償請求のうち、相手方が応じないものについて、ADRセンターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案が提示されました。

背景・経過

1 手続の経過

年月日	内容
令和5年12月20日	令和5年桐生市議会第4回定例会において、あっせんの申立てに係る議案を原案可決
令和6年3月27日	ADRセンターに、和解仲介申立書を提出
令和6年6月11日～ 令和6年11月20日	この間、ADRセンターに対し、桐生市計4回、東京電力計3回それぞれの主張書面を提出
令和6年12月4日	ADRセンターから、和解案骨子が送付される。
令和6年12月23日	ADRセンターに、和解案骨子に係る申立人(桐生市)の意見を提出
令和7年1月20日	ADRセンターから、最終和解案が示される。

2 和解案受諾の理由

- (1) 本和解案は、法令や政府指示等に関わらず、相当因果関係がある損害と認めるものであり、本市が主張してきたことが一定程度斟酌されている。
- (2) 本和解案をもって和解することにより、早期賠償が実現できる。
- (3) 顧問弁護士からは、本和解案の内容は妥当なものであり、和解申立ての手続についても早期解決を図る手段として有益であったとの見解を得ている。

参考資料

令和7年1月20日付けで示された、和解案における和解提示額

番号	損害項目	申立額	和解額	割合
①	測定経費	726,000円	0円	0%
②	人件費	16,508,202円	3,357,197円	20.3%
③	その他損害	1,436,735円	724,151円	50.4%
①～③の合計		18,670,937円	※ 4,080,000円	21.9%

※上記①～③の和解額合計は、1万円未満切捨てによる端数処理

なお、本件原発事故に係る損害賠償請求及び和解は、今回で2回目となります。

	桐生市の経費の対象期間	申立額	和解額	割合
1回目	H23年度～H27年度	74,825,662円	39,360,000円	52.6%
2回目	H28年度～R4年度	18,670,937円	4,080,000円	21.9%
合計		93,496,599円	43,440,000円	46.5%